

## 「川越市自転車駐車場利用許可審査基準（案）」の概要について

令和6年1月

市民部防犯・交通安全課

### 1 制定の趣旨

川越市営自転車駐車場の利用できる者のうち、「その他市長が認める者」の審査基準を定めようとするものです。

### 2 内容

#### ①川越市自転車駐車場条例第4条第4号「その他市長が認める者」の定義

各自転車駐車場の収容能力の範囲内で、市内の学校への就学又は市内の事業所への勤務以外の目的で、市外から目的地への移動のため自転車駐車場の利用を希望する者とします。

#### ②各自転車駐車場の収容能力の範囲の定義

上記①において規定する自転車駐車場の収容能力は、各自転車駐車場における定期利用の収容可能台数の95%以下とします。なお、収容能力の有無については利用許可の申請がなされた時点で判断するものとします。

### 3 施行期日

公布日から施行しようとするものです。

### 4 効果

利用者要件を拡充することで、駅周辺の自転車駐輪需要に応え、市の収入の増加につなげることができます。同時に、需要の高い自転車駐車場においては、川越市民や川越市内在学・在勤の方の利益を優先的に確保することができます。